

【 投 薬 】**４６０ インターフェロン製剤とリバビリン（Ｃ型慢性肝炎かつ肝癌（治療後）等）の併用投与について**

《令和７年２月２８日》

○ 取扱い

- ① Ｃ型慢性肝炎かつ肝癌（治療後）に対するインターフェロン製剤とリバビリン（レベトールカプセル 200mg）の併用投与は、原則として認められる。
- ② 次の傷病名に対するインターフェロン製剤とリバビリン（レベトールカプセル 200mg）の併用投与は、原則として認められない。
 - (1) アルコール性肝炎のみ
 - (2) 自己免疫性肝炎のみ
 - (3) Ｃ型非代償性肝硬変
 - (4) Ｃ型慢性肝炎かつ非代償性アルコール性肝硬変

○ 取扱いを作成した根拠等

- ① リバビリン（レベトールカプセル 200mg）は、Ｃ型慢性肝炎に対しインターフェロン ベータと併用して使用される。Ｃ型慢性肝炎と肝癌の傷病名が併存している場合であっても、肝癌の治療後においては、インターフェロン製剤とリバビリン（レベトールカプセル 200mg）の併用療法は、Ｃ型慢性肝炎に対する治療として有用と考える。

以上のことから、Ｃ型慢性肝炎かつ肝癌（治療後）に対するインターフェロン製剤とリバビリン（レベトールカプセル 200mg）の併用投与については、原則認められると判断した。

- ② リバビリン（レベトールカプセル 200mg）の添付文書の効能効果は「インターフェロン ベータとの併用による（中略）Ｃ型慢性肝炎におけるウイルス血症の改善」であり、効能又は効果に関連する注意において「併用薬剤共通」事項として、「Ｃ型慢性肝炎又はＣ型代償性肝硬変におけるウイルス血症の改善に対する本剤の併用」と記載されているとおり、インターフェロンベータと併用される、Ｃ型肝炎ウイルスを原因とするＣ型慢性肝炎又はＣ型代償性肝硬変の治療薬である。

したがって、アルコール性肝炎や自己免疫性肝炎のみの傷病名に対する算定は適応外である。また、肝硬変は、「代償性」と「非代償性」に分けられるが、肝機能を代償することができない非代償性の場合にあっては、併用投与の有用性は期待できないと考える。

以上のことから、上記(1)から(4)の傷病名に対するインターフェロン製剤とリバビリン（レベトールカプセル 200mg）の併用投与は、原則として認められないと判断した。